

本邦研修に関する特例措置関連経費について

2022年3月1日より政府の水際対策が見直され、本邦研修が再開したことを受け、研修員の特例措置関連経費の取扱いについて整理しました。

特例措置関連経費として計上できるのは下表の項目です。いずれも、政府等公的機関が実施を定めているもののみが支払いの対象となります。以下、【留意事項】を踏まえつつ、3.(5)のフローチャートを活用し、正確な経費計上をお願いします。

【表】特例措置関連経費として計上できる項目

| 場所 | 時期 | 特例措置関連経費 | 金額 | 提出書類 | 備考 | | |
|-----|-----|--------------|----------------|-------------------------------------|--|--|---------------------------|
| 現地 | 出国前 | PCR検査関連費用 | 実費 | 領収書 | PCR検査に伴う宿泊費、陰性証明書発行料も請求可能です。 | | |
| | | その他必要書類の取得費用 | 実費 | 領収書 | | | |
| 日本 | 到着後 | 日本での一時隔離関連経費 | 交通費 | 実費 | 領収書 | 空港から隔離施設までの交通費です。 | |
| | | | 宿泊費 | 契約書で定めた金額と比較し、領収書金額のいずれか低い方の金額で計上する | 領収書 | | |
| | | | 生活費 | 契約書で定めた金額とする | 本邦研修の予定表 | 隔離期間が確認できる本邦研修の予定表などを提出ください。 | |
| | | | 保険料 | 実費 | 領収書 | | |
| | | | 健康観察用スマートフォン貸与 | 実費 | 領収書 | 日本政府が隔離期間中に健康観察用として携帯を指示している国からの、自身のスマートフォンを持っていない研修員のみが対象です。 | |
| | | | PCR検査関連費用 | 実費 | 領収書 | 日本政府の指示により、隔離期間中に再度PCRテストを実施することになっている国の研修員のみが対象です。 | |
| | 帰国前 | PCR検査関連費用 | 実費 | 領収書、現地政府の指示（写） | <ul style="list-style-type: none"> ・現地政府指示により、帰国前検査が必要な場合。 ・陰性証明書発行料も請求可能です。 | | |
| | | その他必要書類の取得費用 | 実費 | 領収書、現地政府の指示（写） | | | |
| | 現地 | 帰国後 | 現地での一時隔離関連経費 | PCR検査関連費用 | 実費 | 領収書、現地政府の指示（写） | 現地政府指示により、実施が義務付けられている場合。 |
| | | | | 交通費 | 実費 | 領収書、本邦研修の予定表、現地政府の指示（写） | 空港から隔離施設までの交通費です。 |
| 宿泊費 | | | | 実費 | 領収書、本邦研修の予定表、現地政府の指示（写） | | |
| 日当 | | | | 契約単価 | 本邦研修の予定表 | <ul style="list-style-type: none"> ・契約時に設定がない場合は、打合簿にてJICA在外事務所や相手国政府の旅費規程、現地の物価水準に見合った金額を定め、定額の渡切単価を設定する。 ・隔離期間が分かる本邦研修の予定表などを提出ください。 | |

【留意事項】

1. 日本での一時隔離関連経費

日本での一時隔離関連経費については、受託者や研修員の自主判断ではなく、日本政府の要請、JICA の指示による場合にのみ請求できません。

2. 現地での一時隔離関連経費

- (1) 現地での一時隔離関連経費は、受託者や研修員の自主判断ではなく、先方政府若しくは JICA の安全対策措置等に基づき JICA が求めた場合にのみ負担します。
- (2) 隔離期間は、各国の「隔離期間」の定義に合わせてください。

3. 宿泊費・生活費・日当

- (1) 政府が費用負担をしているのに JICA にも請求するといった、二重請求は厳禁です。
- (2) 従って、政府から宿泊施設や食事、移動手段等の現物支給があった場合、これらを差し引いた金額で計上ください。
- (3) 隔離期間中に宿泊料が発生しない自宅、親族宅等に滞在する場合は、日当・宿泊料の支給は対象外となります。
- (4) 研修員の旅費単価の考え方は以下表の通り。

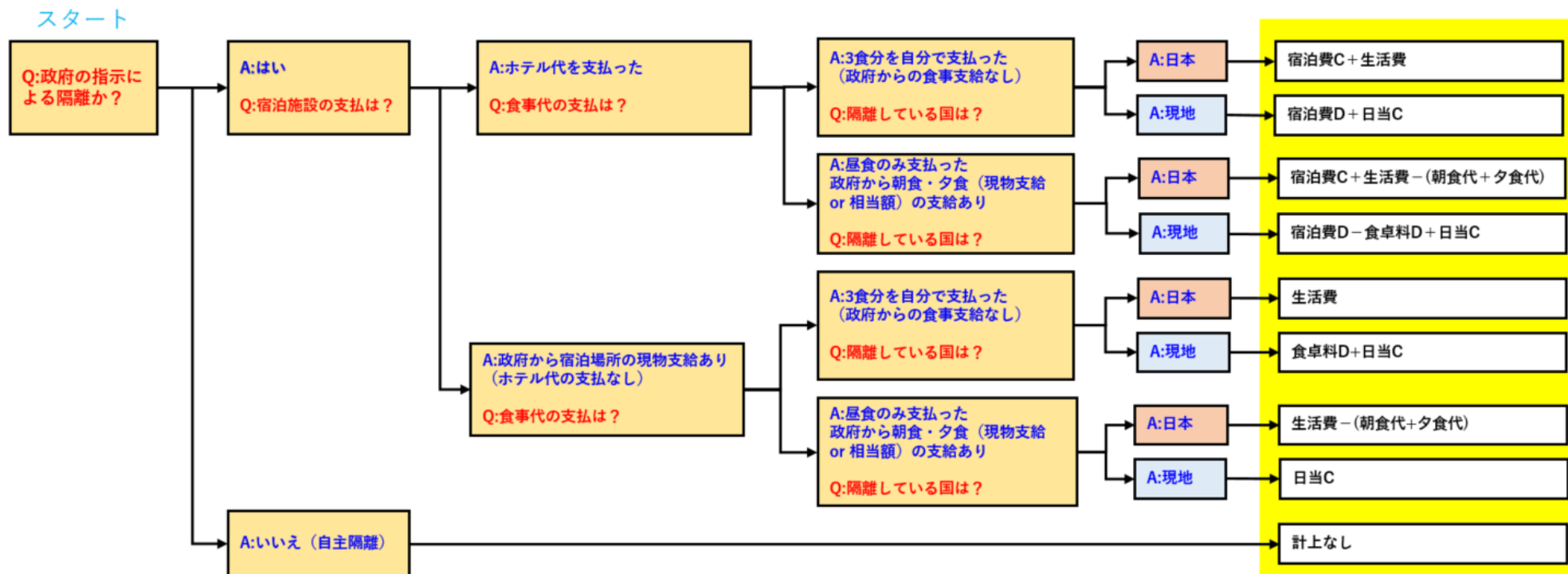
研修員の旅費単価

[税抜]

| | | | | | |
|-----|-----------------|----------|--|--------------------------------------|--------|
| 日本 | 宿泊費C | 素泊まり費用 | | 契約書で定めた金額と比較し、領収書金額のいずれか低い方の金額で計上する。 | |
| | 生活費 | 朝食代 | | 3,500円 | 1,000円 |
| | | 昼食代 | | | 1,000円 |
| | | 夕食代 | | | 1,000円 |
| | | 雑費 | | | 500円 |
| 現地 | 宿泊費D | 素泊まり費用 | | 実費 | 宿泊費D÷2 |
| | | 宿泊に伴う諸雑費 | | | 宿泊費D÷2 |
| | 食卓料D | 朝食代 | | | |
| | | 夕食代 | | | |
| 日当C | 昼食や少額交通費といった諸雑費 | | 契約単価（契約時に設定がない場合は、打合簿にてJICA 在外事務所や相手国政府の旅費規程、現地の物価水準に見合った金額を定め、定額の渡切単価を設定する） | | |

(5) 以下フローチャートを参考に、計上できる費用をご確認下さい。

研修員の一時隔離関連経費確認フローチャート



4. 交通費

- (1) 日本における隔離施設から研修先までの交通費は、特例措置関連経費の対象外です。(通常、空港から研修先までの交通費は、契約時に事業費として計上しているため。)
- (2) 現地における隔離施設から研修生の自宅までの交通費は、特例措置関連経費の対象外です。(通常、空港から研修生の自宅までの交通費は、契約時に事業費として計上しているため。)

以上